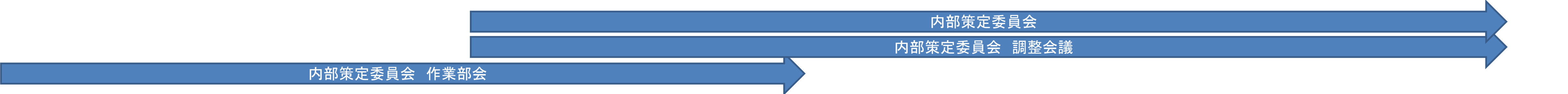
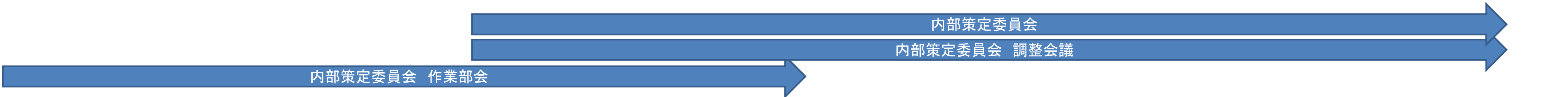


内部策定委員会における評価の経過



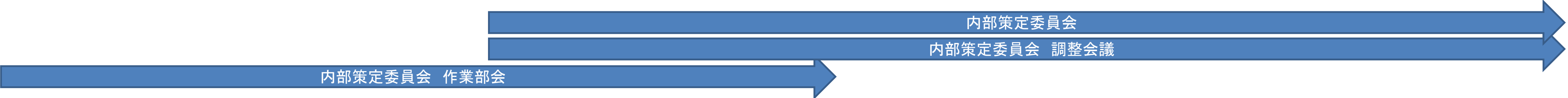
施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
わかばクラブ(学童保育)	公共サービスとしては必要だが、公共施設は必要ない (現在民間施設を利用している施設の評価も含む)	【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象: 旭小学校 【根拠】 ・人口推計では町内全域で年少人口が45年間で36%減少するため、余裕教室ができることが予想され、学校内施設の活用可能性がある(=町の方針である「学校の余裕教室活用」に合致する)	・人口減少が見込まれるため将来的な統廃合の検討が必要とされているが、「寒川町まち・ひと・しごと総合戦略」では、子どもの数を増やすことを目指しているので、町が目指す方向性との整合を図る必要がある。 ・町の方針として、学童保育は①学校の余裕教室活用②学校敷地内施設としている。 ・「寒川町まち・ひと・しごと総合戦略」や国が現在策定している「ニッポン一億総活躍プラン」などの施策により、共働き家庭が増える可能性が有る。人口減少を理由に統廃合というのは、学童保育に対するニーズに逆行する。	・旭小学校校舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。 ・わかばクラブの法定耐用年数は、2047年(平成59年)に到来する。 ・学校教育施設の一部を子育て支援活動の拠点とすることで、施設の有効利用と子育て支援の充実を図ることができる。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、旭小学校と複合化する
げんきっ子クラブ(学童保育)		【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象: 小谷小学校 【根拠】 ・人口推計では町内全域で年少人口が45年間で36%減少するため、余裕教室ができることが予想され、学校内施設の活用可能性がある(=町の方針である「学校の余裕教室活用」に合致する)		・小谷小学校校舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。 ・げんきっ子クラブの法定耐用年数は、2030年(平成42年)に到来する。 ・学校教育施設の一部を子育て支援活動の拠点とすることで、施設の有効利用と子育て支援の充実を図ることができる。 ・待機児童が生じており児童クラブのニーズが予想以上の早さで増している現状があるので、更新時期を待たずに対応策(建替・余裕教室活用等)を講じる必要がある。	
福祉活動センター		【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む) 【根拠】 ・障害福祉サービスは、民間による事業展開が多数を占め、町内にも複数の民間運営事業所が存在しているため。	・障害福祉サービスは、民間による事業展開が多く、必ずしも公共施設は必要ない。しかし、現行施設の利用者が多数おり、環境の急激な変化に対応できないこと、受入側の定員の問題等があり、短期間で他事業所への移転は困難である。 ・民間による事業展開が多いとはいえ、他自治体の例では、民間の場合であっても新規設置には行政からの補助を必要とする例も多い。従って、施設更新以外の方法を検討するには、状況に応じた慎重な判断を要する。	・行政機能の一部を、各学校に分散させる。 ・寒川町役場本庁舎の更新時に、行政の管理部門、町民センター等を(仮称)健康福祉総合センターの管理部門と合わせ、総量を抑えた上で更新する。 ・福祉活動センターの法定耐用年数は、2025年(平成37年)に到来する。 ・役場本庁舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。	複合化施設建設のため、必要な修繕にとどめる
ひまわり教室		【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む) 【根拠】 ・近隣市での実施状況は 茅ヶ崎市: 全7施設中5施設が民間 平塚市: 全8施設中7施設が民間 藤沢市: 全9施設中8施設が民間 海老名市: 全8施設中7施設が民間 近隣市では民間による実施が多数のため必ずしも公共施設は必要では無い。	・近隣自治体における児童発達支援施設は、行政による直営もあるものの、民間施設での実施が多い。そのため、必ずしも公共施設は必要ないとの判断だが、現状の施設で法人委託を依頼するのは困難である。 ・移転、民間移管するにあたり、公共施設だけでなく民間施設も含めた広い視野で探す必要がある。 ・学校施設の空きスペースに移転とした場合は、学校施設の利用者と児童発達支援事業利用者双方に対して配慮が必要。	・ひまわり教室の法定耐用年数は、2039年(平成51年)に到来する。 ※公共施設等総合管理計画の計画期間が2017年度(平成29年度)から2036年度(平成48年度)までの20年間のため、具体的な議論は進めていない。 ※今後、課題を解決し、施設のあり方を決めていく必要がある。	
子育てサポートセンター		【対策】 現状は特に問題点がない 【根拠】 ・平成32年度までの長期賃貸借契約を締結中であり、利用者の満足度も高いため。	・平成32年度までの長期賃貸借契約を締結しており、現状で特段問題がある施設とは言えない。 ・(仮称)健康福祉総合センターのように、子育て支援事業を含めた福祉関連事業を集約できる施設を新設する場合は、集約化を最優先に検討することが必要。	・寒川町役場本庁舎の更新時に、子育てサポートセンターの管理部門を含め、総量を抑えた上で更新する。 ・寒川町役場本庁舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。	・学校を地域コミュニティの核と位置づけ、学校に子育てサポートセンター分室を複合化・多機能化を推進するとともに、適正規模に更新する

内部策定委員会における評価の経過



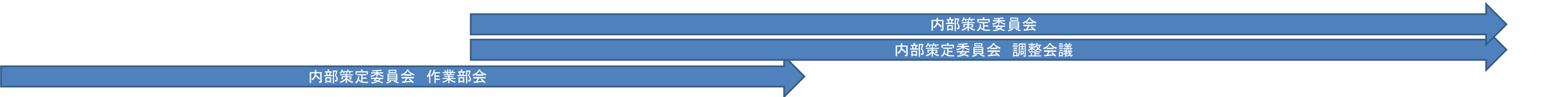
施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
町営プール	公共サービスとしては必要だが、公共施設は必要ない (現在民間施設を利用している施設の評価も含む)	【対策】 廃止 【根拠】 ・現状と同機能の施設を再建しても、利用可能な期間が夏期の40日前後と限られ、公立プールを所有する必要性に疑問があるため。	・平成26年6月に実施した「スポーツに関するアンケート調査」において、「寒川町にどんなスポーツ施設があったらいいか」の質問に対して、回答数114件のうち39件、34. 2%の方が「プール・温水プール・室内プール」と回答している。プールに対するニーズはあるが、廃止で良いのか。 ・スポーツ推進審議会の中で、町営プール改修について具体的な話(プールの規模など)が進んだが、公共施設等総合管理計画策定によって、プール改修が進まなくなった。 ・代替手段として学校プールの活用が挙げられているが、学校プールには幼児用プールがない。つまり、学校プールの改修が必要となり、町営プールの存続改修と、学校プールの改修とのトータルコストの比較検討が必要。 ・町営プールを廃止するのであれば、その機能を補う対応策が必要 ・町営プールのある「いこいの広場」はスポーツに関しては、町内で最適な環境にある。町営プール廃止となれば、土地を県へ返却しなければならず、スポーツ推進の後退が危惧される。	・町営プールの存続改修を検討した際、学校プールを廃止することも検討されたが、児童がいる限り学校プールは必要という意見があり、その後町営プールと学校プールは切り離して検討すべきとの経緯があった。 ・将来の資金不足が見込まれる中、町営プールと学校プールを全て存続することはできない。 ・町営プールの利用者のうち、6割以上は小学生以下であり、その対象者への対応が必要となっている(大人の利用者も3割ほどいるが、子どもの付き添いと思われる)。 ・現在、町営プールの代替策として、一之宮小学校及び南小学校のプールを10:00～13:00、監視業務委託により一般開放している。他の3校は、ろ水機の性能から一般開放していない。 ・学校プールは、一之宮小学校が25m×5コース、他の4校は6コースとなっている。 ・町民からは、幼児用プールの要望がある。 ・現状、茅ヶ崎市や高座のプールも広域利用可能。ただし、公共交通やコミバスなど、交通手段を整備しないと利用率向上につながらない。 ・スポーツ振興の面からは、町営プールの来場者数を維持したい。町営プールを廃止するならば、学校プールの開放を夏休み期間中に延長してほしい。 ・町営プールを廃止した場合、県に更地で返還しなければならない。解体費用に約2億円かかる。また、町営プールを営業せず、そのままにしておく、今後、県から借地料として年間15,000千円請求される可能性がある。 ・学校プールを廃止して町営プールを存続した場合、学校から町営プールへのピストン輸送は、授業時間の確保やカリキュラムの柔軟な対応が課題となるほか、輸送の安全面から、学校から反対されている。 ・町営プールは、現有施設と同様、屋外50mプール、屋内25mプール、管理棟、子供用屋外プール、スライダーを備えた再整備を行った場合、約15億円かかる。 →町営プールのスベックを落としたりどうか。25mプールは学校にあるから要らない。スライダーは、既存のものでは近隣にある民間プールに見劣りするし、塩素による腐食や監視員を増員しなければならないなど、維持管理コストもかさむ。 →町営プールを①屋外50mプール＋更衣室兼管理事務所(さむかわ庭球場と兼用)にした場合、約6億円弱、②幼児用プール(大中小3つ程度)＋更衣室兼管理事務所(さむかわ庭球場と兼用)にした場合、約5億円強、③屋外25mプール＋更衣室兼管理事務所(さむかわ庭球場と兼用)にした場合、約4.8億円弱の改修費がかかると試算されている。 ・町営プールを持つならば、室内プールも設置して、年間を通して利用することで、介護予防事業などにも利用できるのではないか。 →温水プール化することで、改修費用に15億円以上かかる。また、ランニングコストもさらにかかる。 ・町営プールができた当時は、対外的にも寒川町をアピールできたが、今、改修してどれほどの魅力があるか。県内の施設で、もっと立派なスライダープールもある。 ・学校プールを一般開放できるように幼児用プールを併設し更衣室等を改修した場合、1校あたり1.5億円の改修費がかかる。既存の改修ならば、1校あたり約6,000万円。 ・学校に、プールを一般開放できるような改修スペースがあるか。 →幼児用プールを別に設置するほか、学校プールにプールフロア(すのこ)を入れて、コースロープで区切ることで、幼児用プールの代替えとならないか。 →すのこは、子どもがV脚の下に潜り込んで事故となった例が過去にあり、安全面から不安がある。 また、すのこ1個(横1m、縦2m、高さ40cm)8万円強かかり、1列分を埋めるのに12個必要。3列を埋めるとなると、3,000千円以上の購入費がかかる(レンタルはない)。さらに、プラスチック製のため、直射日光に当てると傷みが早くひび割れ等の原因になる。 →学校プールの床面を段差にして、境界を柵で区切ると、水量が抑制されるため、ろ水機の性能を落とすこともでき、既存の回収よりも安価になる可能性もある。 ・公園などの水遊びゾーンを整備して、幼児用プールの代替えとならないか。 ・学校プール全てを一般開放用に改修する必要はない。町内を南部・中部・北部に分けて、3校を一般開放用に、2校は既存の改修でも良いのでは。	町営プールを廃止し、小学校プールを幼児にも対応した一般開放用に改修する

内部策定委員会における評価の経過



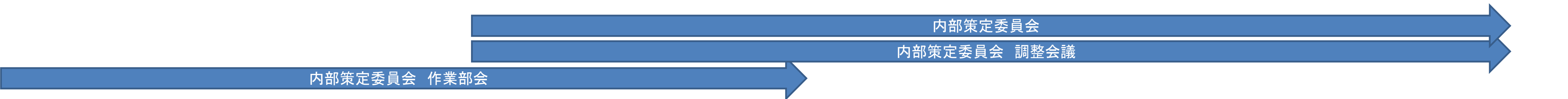
施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
町営プール	公共サービスとしては必要だが、公共施設は必要ない (現在民間施設を利用している施設の評価も含む)			・各小中学校にプールを存続させることで、災害時の防火用水・生活用水としての機能も維持できる。 ・町営プールは「幼児用プール」のみ、学校プールは既存の改修、温水プールは広域利用で良いのではないかな。 ・学校プールの一般開放が現在の2校から増えて、期間も延長されれば、スポーツ振興の後退にはならないのではないかな。 ・プールの改修に莫大な費用をかけるより、子どもの学習環境の整備(教室のエアコン設置等)に費用をかけた方が良い。 ・町営プール用地を2億円かけて更地にして返還するより、フットサルコート等に改修して、テニスコートと一体で指定管理を行うことができないか。その際、借地料はどうなるか。 ・町営プール用地に通年利用できるスポーツ施設をできるだけ財政負担をかけず作り、スポーツの振興につなげたい。 →取り壊し費用に2億円かかる他、施設整備費が新たにかかる可能性がある。	
町民センター	公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	【対策】 維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設 * 南部公民館の評価において、町民センターと南部公民館の統合が提案されている 【根拠】 ・町で唯一ホールを有していることから、耐用年数到来時までは使用するものの、現状のコストが高いため、ライフサイクルコスト低減が必要と考えられるため。 ・施設総数を減らすことを考えた際、南部公民館跡地に売却可能性があるため、南部公民館と町民センターとの統合を提案した。	・音響設備、照明設備は早急に大規模改修を必要としている。	・役場本庁舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。 ・町民センターの法定耐用年数も、2027年(平成39年)に到来する。 ・町民センターのエレベーター棟は、2038年(平成50年)に法定耐用年数が到来する。 ・町民センター、南部文化福祉会館及び北部文化福祉会館は、2017年度(平成29年度)から指定管理者制度を導入する予定。	役場、町民センター、消防本部・消防署、(仮)健康福祉総合センターの複合化施設を建設する。 ただし、学校に機能を分散している場合は、行政の管理部門にとどめ、総量を抑制する
寒川町役場		【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象: 消防本部・消防署。町民センターも含めた統合案も有り 【根拠】 ・行政施設の維持管理費等の削減を考慮し、消防本部と統合することでコスト削減が図れると考えられるため(設備を最新型にすることで、消費電力量や上下水道使用料の削減が可能と考えられる)。	・他施設の統合＝複合化施設となった場合は、テナント誘致を行い財源確保策も併せて検討する余地がある。	・学校を地域コミュニティの核と位置づけ、行政機能の一部を各学校に分散させる。 ・庁舎の更新時に、行政の管理部門に限定し、町民センター等を含めて複合化することで、総量を抑えた上で更新する。 ・財政収入を増収するための方策を検討する。	役場、町民センター、消防本部・消防署、(仮)健康福祉総合センターの複合化施設を建設する。 ただし、学校に機能を分散している場合は、行政の管理部門にとどめ、総量を抑制する
美化センター		【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象: 広域リサイクルセンター 【根拠】 ・統合により維持管理経費の縮減が図れると考えるため。	・廃棄物処理施設としての性格上、移転や統廃合の際は、立地地域の合意形成に慎重な対応が必要である。 ・統廃合する際は、都市計画法上の規制をクリアする必要有り。 ・現在の2市1町によるごみ処理広域化の枠組みを広げる検討も必要かと思われる。	・美化センターと広域リサイクルセンターの統合は、法規制や、これまでの施設設置に至る地域住民との合意形成から、現実的には厳しい。 ・茅ヶ崎市との1市1町による広域行政で管理・運営しており、負担割合は茅ヶ崎市8:寒川町2となっている。 ・施設の更新時に最適な規模に縮減することで、さらなる費用負担の軽減を図る。	広域利用の推進により、更新費用を按分することで負担の軽減を図る
寒川広域リサイクルセンター		【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象: 美化センター 【根拠】 ・統合により維持管理経費の縮減が図れると考えるため。			

内部策定委員会における評価の経過



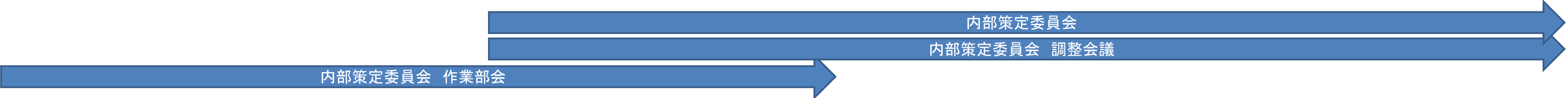
施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
消防本部・消防署	公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象：役場 【根拠】 ・行政施設の維持管理費等の削減を考慮し、消防本部と統合することでコスト削減が図れると考えられるため（設備を最新型にすることで、消費電力量や上下水道使用料の削減が可能と考えられる）。	・他施設の統合＝複合化施設となった場合は、テナント誘致を行い財源確保策も併せて検討する余地がある。	・役場本庁舎の法定耐用年数は、2027年（平成39年）に到来する。 ・消防本部・消防署の法定耐用年数は、2040年（平成52年）に到来する。	役場、町民センター、消防本部・消防署、（仮）健康福祉総合センターの複合化施設を建設する。 ただし、学校に機能を分散している場合は、行政の管理部門にとどめ、総量を抑制する
田端分団車庫待機室（第1） 一之宮消防車庫待機室（第1） 大曲分団車庫待機室（第3） 岡田消防車庫待機室（第4） 小谷消防車庫待機室（第5） 小動消防車庫待機室（第6） 宮山分団車庫待機室（第7） 倉見消防車庫待機室（第8） 大蔵消防車庫待機室（第9） 中瀬分団車庫待機室（第1）		【対策】 維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設 【根拠】 ・地域集会所などとの複合化も検討したが、地域集会所の多くは、ソフト化（町民移管など）等の検討が必要との評価結果であるため、現時点では他施設との統合は考慮せず。 ・災害が発生した際に、迅速な対応を地域で行うためには、歩いて行ける範囲に備品や車両等の資機材を保管する施設が必要と考えるため。	・地域集会所と統合する可能性も検討した方が良い ・学校施設の一部との統合を検討しても良いのでは。	・学校を地域コミュニティの核と位置づけ、消防分団の統合も検討したが、一之宮小学校及び東中学校付近の道路は、豪雨の際に冠水の恐れがあり、活動に支障が出る可能性がある。 ・その他、学校と現状の各分団が必ずしも至近ではなく、統合した場合、災害時に速やかに対応するためには決して最適な配置とは言えない。	維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設
田端東町集会所 田端西町集会所 一之宮西町集会所 一之宮河原集会所 一之宮北町集会所 一之宮ソフィア集会所 新町集会所 越の山自治会館 岡田もくせいハイツ集会所 県住第2集会所 菅谷台集会所 宮山根岸集会所 宮山根岸中町内会集会所 宮山下公民館 宮山上合集会所 宮山雷児童館 宮山中里集会所 湘南サザン集会所 オリーブの丘集会所 新橋アパート集会所 旭ファイバーグラス宮山ア 倉見桜町集会所 倉見原・オ戸公民館 倉見南・西・入町集会所		【対策】 統廃合 【根拠】 ・利用率が低く、一部の地区集会所では老朽化率が高いため。 →現状の使用頻度や存在理由の問いかけを行いながら、地区集会所の統廃合に向け、増改築時だけでなく、取り壊しに対しても補助金を交付できるよう要綱の改正を行う。 →取り壊しに対して補助金を交付することで、現行の一律3万円の運営交付金を減額または廃止する。 ＝建築後経過年数や稼働率による交付、土地の借地料負担や同様施設がある場合の交付金の見直し等	・地区集会所は、自治会や町内会が保有しているため、町が存続の決定をすることはできない。 ・現状、自治会・町内会での管理が負担となっている集会所もある。 ・交付金制度の変更に向けて当該地域の自治会、町民の理解が必要。 ・交付金の減額や廃止を行った場合に自治会（町民）負担が増える点。	・現状の設置基準及び管理運営方法について、見直しの必要がある。 ・複合化・多機能化、管理運営方法などを町民と協議する必要がある。	

内部策定委員会における評価の経過



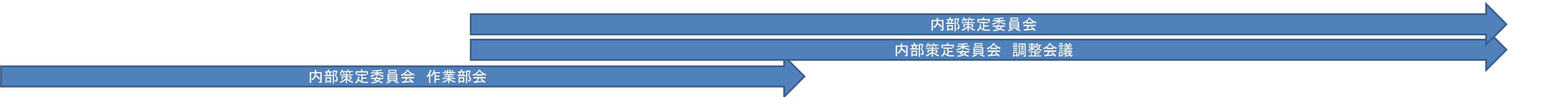
施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
一之宮小学校(わんぱくクラブ＝学童・文化財学習センター含む)	公共サービスとしても公共施設としても必要だが、量を削減する必要がある施設	【対策】 統廃合 【根拠】 ・人口推計数値を元に小学生の児童数を推計すると、平成65年に235人、平成72年に230人となり、東洋大学基準において統廃合の基準点とされる235人を下回るため。	・教育的に考えた場合、本町の児童・生徒数の現状からすると、20年程度の中長期的なスパンで見た時、学校の統廃合ではなく、「学校規模の適正化」を図ることが重要であると考え。 ・学区線引きの改定により、一之宮小学校や寒川中学校との均等を図ることで、全ての小中学校の学校規模を可能な限り均等にし、適切な教育環境を整備することが肝要である。 （学区線引きの改定も、地域の合意形成を図ることについて、かなりの困難が想定される） ・政策的には、現在町が進めている「まち・ひと・しごと総合戦略」の地方創生策に関連しても、町の持つアドバンسな要素を梃子にしながら、人口流入を図ろうとしている矢先に、一早く他に先がけて、学校の統廃合を打ち出していくことは、県民のマインドとして、「学校が統廃合される土地に行きたくない」、「学校が統廃合される町から出よう」という流れが生まれるのではないか。40～50年先の話であればともかく、7～9年後の統廃合という案で、拙速な感じが強い。現在及び中期スパンでは、県内他自治体に比して町の人口減少の推測が厳しいという状況でもない。 ・将来的な対応策として、文部科学省としても、統廃合ではなく、学校の「地域コミュニティの核としての性格」への着目に言及している。学校は教育施設であるのと同時に、防災、保育、地域交流の場等、多様な機能を併せ持っている。町のスケールの特徴を鑑みても、「学校の多目的化」を図ることで、各小・中学校をコミュニティースクールとして積極的に位置付けていくという方向をとるべきではないか。 ・各学校は、地域における重要な防災拠点でもある。重要な防災拠点が2箇所減ることとなり、町民の安全・安心の観点からも課題が残る。 ・町民や地域の合意形成という点でも、学校の統廃合は大きな 이슈である。どのような合意形成を図っていくのかというプロセス論も重要。当面、教育委員会会議や総合教育会議で検討する必要があるし、各学校やPTAの考えも重要。	・一之宮小学校校舎の法定耐用年数は、2028年(平成40年)に到来する。 (複合化・多機能化の例) ・学童保育、地域集会所、役場出張所、子育てサポートセンター分室、ふれあいセンター分室、図書館分室 ・学校図書室、音楽室、視聴覚室、調理室、技術室、保健室等の一般利用 ・学校教育施設の一部に行政機能を持たせ、地域活動等の拠点とすることで、施設の有効利用と地域福祉・高齢者福祉・子育て支援・地域活動の充実、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、世代間交流の推進、地域の安全・安心の促進を図ることができる。 ・災害時の広域避難場所として、地域の防災対策を堅持する。 ・給食室は、町全体の範囲を考えると、センター方式等の方が効果的(民間委託が可能であれば、さらに削減効果が上がる)。 ・食育は、施設見学等を行うことで補完できるのではないか。 ・センター方式等を採用することで、中学生への給食も拡大可能となる。 ・屋内運動場は、更衣室、シャワー室などを設置することで、町民が利用しやすい改修を検討するとともに、利用料の検討も行う(現状、町テニスコート1面2時間で1,200円に対し、1時間100円(減免あり))となっており、バランスを考える必要がある)。 ・寒川東中学校校舎の法定耐用年数は、2036年(平成48年)に到来する。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、複合化・多機能化を推進するとともに、適正規模に縮小更新する
寒川東中学校		【対策】 統廃合 【根拠】 ・人口推計数値を元に中学生の生徒数を推計すると、寒川中学校の生徒数が平成47年に224人となり、東洋大学基準において統廃合の基準点とされる235人を下回るため。 一方で、寒川中学校と東中学校を比較すると、①寒川中学校が先に更新年度を迎えること②寒川中学校の生徒を東中学校と旭が丘中学校へ編入させるためには新規施設建設が必要となる③寒川中学校には、老朽化により使用していないC棟(＝技術棟)があるため、これを改修することで東中学校の生徒を受け入れることが可能と考えられる。 従って、寒川中学校を更新または改修した上で、東中学校の生徒を受入れる体制を整える。		・一之宮小学校の検討事項の他、岡田地域集会所及び岡田消防分団との統合を検討したが、地域集会所の一時避難所としての機能や消防分団の活動等を考慮すると、現状が妥当。	
北部文化福祉会館(北部公民館)		【対策】 維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設 【根拠】 ・施設総数を減らすことを考えた際、廃止後敷地の売却可能性を考えると、調整区域にある北部公民館はその可能性が低い。よって、北部公民館はライフサイクルコストを押さえた施設に更新する必要があると考えられるため。 また、現在使用されていない部屋もあることから、規模の再検証が必要であり、場合によっては木造建築物とすることで、更新費用を抑える必要もある。	・町を「南部、北部、中部」に分けた際、「それぞれの地域に公民館を設置する」という考え方が古くからあるが、その考えを考慮せずに統廃合を進めても良いのか。 ・学校を核とした地域コミュニティという考えがある。学校の複合化も検討した方が良い。学校敷地内に不特定多数の人が出入りするので、防犯上のリスクがあるから施設の複合化ができないという考え方では、施設の統廃合・複合化はできない。 ・北部公民館残すが南部は統廃合とする根拠がわかりにくい →他施設との統廃合の視点で検討した際、廃止後敷地の売却可能性 ＝他施設の更新財源確保を検討した。 北部公民館は調整区域、南部公民館は市街化区域にあるため、売却可能性のある南部公民館を統廃合の対象とした。 ・避難所機能が無くなる点に留意が必要。	・北部文化福祉会館の法定耐用年数は、2020年(平成32年)に到来する。 ・南部文化福祉会館の法定耐用年数は、2021年(平成33年)に到来する。 ・学校教育施設の一部を公民館活動等の拠点とすることで、施設の有効利用と生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、世代間交流の促進、地域の安全・安心の促進を図ることができる。	LCCの低減が必要な施設。ただし、将来的に、学校を地域コミュニティの核と位置づけ、旭小学校に統廃合する
南部文化福祉会館(南部公民館)		【対策】 統廃合 ・統合対象:町民センター 【根拠】 ・他施設との統廃合を考えた際、廃止後敷地の売却可能性を考えると、市街化区域にある南部公民館は売却可能性があるため、町民センターとの統合を提案した。			学校を地域コミュニティの核と位置づけ、一之宮小学校(南小学校)に統廃合する

内部策定委員会における評価の経過



施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
宮山地域集会所	公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む） 【根拠】 ・全体的に利用率が低いため、利用率向上のために多機能化 →高齢者人口の増加に対応して福祉機能を持たせる →営利目的においても利用可能となるよう、条例上の条件を緩和 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。	・統廃合、町民移管に際しての町民、自治会の理解。 ・借地に関して土地所有者の意向確認が必要。 ・町民移管に際して、町民負担がかからない仕組みづくり、地域格差が生じない仕組みづくりが必要。 ・統廃合検討の際に、距離感だけで捉えたと、人口密集地では逆に集会所が不足してしまい、地域活動の場なくなる。 ・町民移管には自治会を法人化する必要有り。 ・一時避難場所や投票所になっている集会所もあり、代替施設が必要となってくる。	・宮山地域集会所の法定耐用年数は、2025年（平成37年）に到来する。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む）
小動地域集会所				・小動地域集会所の法定耐用年数は、2015年（平成27年）に到来している。 ・小谷小学校校舎の更新時期（2027年度）までは現有施設を利用し、必要な修繕にとどめる（小谷小学校を複合施設として大規模改修しても、10年程度で本体の法定耐用年数を迎えるため）。 ・学校教育施設の一部を地域活動の拠点とすることで、施設の有効利用と世代間交流の促進や地域活動の充実、地域の安全・安心の促進を図ることができる。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、小谷小学校と複合化する
倉見大村地域集会所				・倉見大村地域集会所の法定耐用年数は、2015年（平成27年）に到来している。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む）
岡田地域集会所				・岡田地域集会所の法定耐用年数は、2015年（平成27年）に到来している。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。 ・寒川東中学校との統合も検討したが、地域集会所の一時避難所としての機能を考慮すると、現状の場所での更新が妥当。しかし、他に一時避難所が確保できた場合には、学校と統合することも今後検討する余地がある。	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む）
中瀬地域集会所				・筒井地域集会所の法定耐用年数は、2015年（平成27年）に到来している。 ・中瀬地域集会所の法定耐用年数は、2022年（平成34年）に到来する。 ・近接している同類型の施設を統合することで、施設の利用率向上を図る。 ・筒井地域集会所と中瀬地域集会所を比較すると、中瀬地域集会所は消防分団及び防災備蓄倉庫も複合しているため、中瀬地域集会所を存続させる。 ・中瀬地域集会所の建替までは、筒井地域集会所は必要な修繕にとどめる。	筒井地域集会所を統合する
田端地域集会所		【対策】 統廃合 ・統合対象：筒井地域集会所を統合 【根拠】 ・各集会所を中心に半径500メートルの範囲内（＝高齢者・子どもなど大多数の人が徒歩10分以内で行かれる距離）で円を描くと、筒井と中瀬は大半が重複する地域となっている。 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。		・田端地域集会所の法定耐用年数は、2025年（平成37年）に到来する。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む）

内部策定委員会における評価の経過

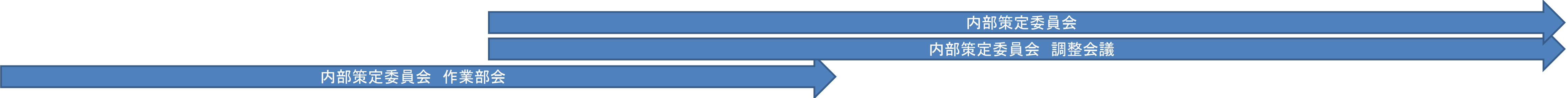


施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
筒井地域集会所	公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	【対策】 統廃合 ・統合対象：中瀬地域集会所へ統合 【根拠】 ・各集会所を中心に半径500メートルの範囲内（＝高齢者・子どもなど大多数の人が徒歩10分以内で行かれる距離）で円を描くと、筒井と中瀬は大半が重複する地域となっている。 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。	・統廃合、町民移管に際しての町民、自治会の理解。 ・借地に関して土地所有者の意向確認が必要。 ・町民移管に際して、町民負担がかからない仕組みづくり、地域格差が生じない仕組みづくりが必要。 ・統廃合検討の際に、距離感だけで捉えたと、人口密集地では逆に集会所が不足してしまい、地域活動の場がなくなる。 ・町民移管には自治会を法人化する必要有り。 ・一時避難場所や投票所になっている集会所もあり、代替施設が必要となってくる。	・筒井地域集会所の法定耐用年数は、2015年（平成27年）に到来している。 ・中瀬地域集会所の法定耐用年数は、2022年（平成34年）に到来する。 ・近接している同類型の施設を統合することで、施設の利用率向上を図る。 ・筒井地域集会所と中瀬地域集会所を比較すると、中瀬地域集会所は消防分団及び防災備蓄倉庫も複合しているため、中瀬地域集会所を存続させる。 ・中瀬地域集会所の建替までは、筒井地域集会所は必要な修繕にとどめる。	中瀬地域集会所の更新に合わせて統廃合
一之宮地域集会所		【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む） 【根拠】 ・全体的に利用率が低いため、利用率向上のために多機能化 →高齢者人口の増加に対応して福祉機能を持たせる →営利目的においても利用可能となるよう、条例上の条件を緩和 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。		・一之宮地域集会所の法定耐用年数は、2027年（平成39年）に到来する。 ・一之宮小学校校舎の更新時期（2028年度）までは現有施設を利用し、必要な修繕にとどめる（一之宮小学校を複合施設として大規模改修しても、1年程度で本体の耐用年数を迎えるため）。 ・学校教育施設の一部を地域活動の拠点とすることで、施設の有効利用と世代間交流の促進や地域活動の充実、地域の安全・安心の促進を図ることができる。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、一之宮小学校と統合する
倉見地域集会所		・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。		・倉見地域集会所の法定耐用年数は、2029年（平成41年）に到来する。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む）
大蔵地域集会所				・大蔵地域集会所の法定耐用年数は、2019年（平成31年）に到来する。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。	
小谷地域集会所				・小谷地域集会所の法定耐用年数は、2021年（平成33年）に到来する。 ・小谷小学校校舎の更新時期（2027年度）までは現有施設を利用し、必要な修繕にとどめる（小谷小学校を複合施設として大規模改修しても、6年程度で本体の耐用年数を迎えるため）。 ・学校教育施設の一部を地域活動の拠点とすることで、施設の有効利用と世代間交流の促進や地域活動の充実、地域の安全・安心の促進を図ることができる。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、小谷小学校との統合を検討する
大曲地域集会所				・大曲地域集会所の法定耐用年数は、2031年（平成43年）に到来する。 ・施設の配置状況から、他施設への統合は難しく、最適な配置と考える。ただし、施設の更新については、減価償却が終わるまでは必要な修繕にとどめる。	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設（ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む）
健康管理センター		【対策】 現状は特に問題点がない 【根拠】 ・健康増進や介護予防などの施設内で実施されている事業としても、利用者アンケートでは70％の利用者が満足と回答しているため。 ・災害時救護所拠点としての機能があり、「地域グリーンニューディール推進事業」として国庫補助金により太陽光発電システムを設置するなど、この施設内で実施されている事業以外においても大きな役割を担っているため。 （補助金の財産処分承認基準により、原則10年間は転用・交換・貸付・取り壊し等の財産処分が認められていない）		・旧館の耐用年数が先に到来するため、その時点での利用度を精査し、新館や他施設への集約化も視野に入れながら検討する必要有り。 ・（仮称）健康福祉総合センターのように、福祉関連事業を集約できる施設を新設する場合は、現有施設の売却を含め、機能集約化するメリットはあると考えられる。	・行政機能の一部を、各学校に分散させる。 ・役場本庁舎の更新時に、行政の管理部門、町民センター等を（仮称）健康福祉総合センターの管理部門と合わせ、総量を抑えた上で更新する。 ・健康管理センター本棟の法定耐用年数は、2025年（平成37年）に到来する。 ・役場本庁舎の法定耐用年数は、2027年（平成39年）に到来する。

内部策定委員会における評価の経過

内部策定委員会					
内部策定委員会 調整会議					
内部策定委員会 作業部会					
施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
ふれあいセンター	公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む) 【根拠】 ・30年後の高齢化率が37.3%とする推計結果から、介護予防のニーズは増加すると予想され、社会保障費の増加＝町財政の硬直化を抑止するためにも、介護予防事業拠点としてのこの施設を保有し続ける意義はあると考えるため。 ・「介護予防拠点整備事業費補助金」として県より補助率10／10の補助金で建設されたため、利用対象者、実施事業内容等に制限が多い施設である。	・「介護予防拠点整備事業費補助金」により建設されたため、目的外での使用が不可能。 →耐用年数を考慮し知事が別に定める期間を経過した場合は この限りではない。	・行政機能の一部を、各学校に分散させる。 ・役場本庁舎の更新時に、行政の管理部門、町民センター等を(仮称)健康福祉総合センターの管理部門と合わせ、総量を抑えた上で更新する。 ・ふれあいセンターの法定耐用年数は、2034年(平成46年)に到来する。 ・役場本庁舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。	複合化施設及び各学校に機能移転し、廃止する
寒川小学校(あおぞらクラブ＝学童・町民センター分室含む)		【対策】 更新時期到来時までに更新を要する施設 【根拠】 ・人口推計を元に児童数を推計すると、東洋大学の基準である235人を下回らないため。	・教育的に考えた場合、本町の児童・生徒数の現状からすると、20年程度の中長期的なスパンで見た時、学校の統廃合ではなく、「学校規模の適正化」を図ることが重要であると考える。 町北部は、あらたな住居も増え、旭小学校、旭が丘中学校は、教室の余裕が無く、少人数学習の拡大等の新たな施策を展開していく上でも、むしろ学区線引きの改定により、一之宮小学校や寒川中学校との均等を図ることで、全ての小中学校の学校規模を可能な限り均等にし、適切な教育環境を整備することが肝要である。 (学区線引きの改定も、地域の合意形成を図ることについて、かなりの困難が想定される) ・政策的には、現在町が進めている「まち・ひと・しごと総合戦略」の地方創生策に関連しても、町の持つアドバン要素を梃子にしながら、人口流入を図ろうとしている矢先に、一早く他に先がけて、学校の統廃合を打ち出していくことは、県民のマインドとして、「学校が統廃合される土地に行きたくない」、「学校が統廃合される町から出よう」という流れが生まれるのではないかと。40～50年先の話であればともかく、7～9年後の統廃合という案で、拙速な感が強い。現在及び中期スパンでは、県内他自治体に比して町の人口減少の推測が厳しいという状況でもない。 ・将来的な対応策として、文部科学省としても、統廃合ではなく、学校の「地域コミュニティの核としての性格」への着目に言及している。学校は教育施設であるのと同時に、防災、保育、地域交流の場等、多様な機能を併せ持っている。町のスケールの特徴を鑑みても、「学校の多目的化」を図ることで、各小・中学校をコミュニティスクールとして積極的に位置付けていくという方向をとるべきではないかと。 ・各学校は、地域における重要な防災拠点でもある。重要な防災拠点が2箇所減ることとなり、町民の安全・安心の観点からも課題が残る。 ・町民や地域の合意形成という点でも、学校の統廃合は大きなイシューである。どのような合意形成を図っていくのかというプロセス論も重要。当面、教育委員会会議や総合教育会議で検討する必要があるし、各学校やPTAの考えも重要。	・寒川小学校校舎の法定耐用年数は、2022年(平成34年)に到来する。 ・旭小学校校舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。 (複合化・多機能化の例) ・学童保育、地域集会所、役場出張所、子育てサポートセンター分室、ふれあいセンター分室、図書館分室 ・学校図書室、音楽室、視聴覚室、調理室、技術室、保健室等の一般利用 ・学校教育施設の一部に行政機能を持たせ、地域活動等の拠点とすることで、施設の有効利用と地域福祉・高齢者福祉・子育て支援・地域活動の充実、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、世代間交流の推進、地域の安全・安心の促進を図ることができる。 ・災害時の広域避難場所として、地域の防災対策を堅持する。 ・給食室は、町全体の範囲を考えると、センター方式等の方が効果的(民間委託が可能であれば、さらに削減効果が上がる)。 ・食育は、施設見学等を行うことで補完できるのではないかと。 ・センター方式等を採用することで、中学生への給食も拡大可能となる。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、複合化・多機能化を推進するとともに、適正規模に縮小更新する
旭小学校				・屋内運動場は、更衣室、シャワー室などを設置することで、町民が利用しやすい改修を検討するとともに、利用料の検討も行う(現状、町テニスコート1面2時間で1,200円に対し、1時間100円(減免あり))となっており、バランスを考える必要がある)。 ・給食室は、町全体の範囲を考えると、センター方式等の方が効果的(民間委託が可能であれば、さらに削減効果が上がる)。 ・食育は、施設見学等を行うことで補完できるのではないかと。 ・センター方式等を採用することで、中学生への給食も拡大可能となる。	
小谷小学校		【対策】 多機能化 【根拠】 ・他の小学校に比べ、児童数が少なく、今後の人口推移も減少し、余裕教室ができると想定されるため。 ・平成39年に更新時期を迎えることから、地域集会所や文化財学習センター、公民館等と統合して、多機能化した施設とすることができると考えるため。		・小谷小学校校舎の法定耐用年数は、2027年(平成39年)に到来する。 ・南小学校校舎の法定耐用年数は、2041年(平成53年)に到来する。 (複合化・多機能化の例) ・学童保育、地域集会所、役場出張所、子育てサポートセンター分室、ふれあいセンター分室、図書館分室 ・学校図書室、音楽室、視聴覚室、調理室、技術室、保健室等の一般利用 ・学校教育施設の一部に行政機能を持たせ、地域活動等の拠点とすることで、施設の有効利用と地域福祉・高齢者福祉・子育て支援・地域活動の充実、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、世代間交流の推進、地域の安全・安心の促進を図ることができる。 ・災害時の広域避難場所として、地域の防災対策を堅持する。 ・給食室は、町全体の範囲を考えると、センター方式等の方が効果的(民間委託が可能であれば、さらに削減効果が上がる)。 ・食育は、施設見学等を行うことで補完できるのではないかと。 ・センター方式等を採用することで、中学生への給食も拡大可能となる。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、複合化・多機能化を推進するとともに、適正規模に縮小更新する
南小学校(星の子クラブ＝学童含む)		【対策】 更新時期到来時までに更新を要する施設 【根拠】 ・人口推計を元に児童数を推計すると、東洋大学の基準である235人を下回らないため。		・屋内運動場は、更衣室、シャワー室などを設置することで、町民が利用しやすい改修を検討するとともに、利用料の検討も行う(現状、町テニスコート1面2時間で1,200円に対し、1時間100円(減免あり))となっており、バランスを考える必要がある)。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、複合化・多機能化を推進するとともに、適正規模に縮小更新する

内部策定委員会における評価の経過



施設名称	作業部会の評価結果	作業部会による「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	左に対する課題点及び担当課からの意見	左を踏まえた内部策定委員会調整会議等での検討事項	内部策定委員会としての中間案
寒川中学校	公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	【対策】 更新時期到来時までに更新を要する施設 【根拠】 ・人口推計を元に児童数を推計すると、東洋大学の基準である235人を下回らないため。		・寒川中学校校舎の法定耐用年数は、2026年(平成38年)に到来する。 ・旭が丘中学校校舎の法定耐用年数は、2028年(平成40年)に到来する。 (複合化・多機能化の例) ・学童保育、地域集会所、役場出張所、子育てサポートセンター分室、ふれあいセンター分室、図書館分室 ・学校図書室、音楽室、視聴覚室、調理室、技術室、保健室等の一般利用 ・学校教育施設の一部に行政機能を持たせ、地域活動等の拠点とすることで、施設の有効利用と地域福祉・高齢者福祉・子育て支援・地域活動の充実、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、世代間交流の推進、地域の安全・安心の促進を図ることができる。 ・災害時の広域避難場所として、地域の防災対策を堅持する。 ・屋内運動場は、更衣室、シャワー室などを設置することで、町民が利用しやすい改修を検討するとともに、利用料の検討も行う(現状、町テニスコート1面2時間で1,200円に対し、1時間100円(減免あり)となっており、バランスを考える必要がある)。 ・技術室棟は、町民も利用できるように改修を行い、町民が学校施設や資機材を利用することで、DIY等の活動拠点として、にぎわいの創出に寄与することを想定。 ・利用にあたって、新たに利用料金を設定し、歳入を見込める施設とする。	学校を地域コミュニティの核と位置づけ、複合化・多機能化を推進するとともに、適正規模に縮小更新する
旭が丘中学校					
寒川総合図書館(文書館含む)		【対策】 現状は特に問題点がない 【根拠】 ・貸出冊数が多く、新規事業も行っているため。	・町直営である必要はなく、指定管理者制度導入の検討が必要。	・寒川総合図書館(文書館含む)の法定耐用年数は、2048年(平成60年)に到来する。 ・寒川総合図書館は、2017年(平成29年)に指定管理者制度を導入する予定。	
寒川総合体育館		【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む) 【根拠】 ・利用者アンケートにおいて満足度が高く、利用率の向上や新規事業への取り組みがなされているため。 ・防災機能(備蓄倉庫・避難所)としての機能も必要であるため。	・さらに民間ノウハウを活用し、稼働率の低い会議室などの利用率向上が必要。	・寒川総合体育館の法定耐用年数は、2033年(平成45年)に到来する。 ・更新時期までに、施設の規模、建設手法、運営等について、最適かつ効率的な更新方法を検討する	更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)
さむかわ庭球場		【対策】 多機能化(=フットサルでの利用も可能とする) 【根拠】 ・収益がある施設であるため、さらなる利用拡大を図る必要があるため。	・テニスコートとフットサルコートの共用化の可否。	・町営プールと一体で改修した場合、18億円(うち、テニスコート分3億円程度)かかる。 ・町営プール跡地をフットサルコートに改修して、テニスコートと合わせて指定管理を導入したらどうか。	